

令和4年8月期 木城町農業委員会定例総会会議録

開催期日	令和4年8月29日(月) 午前8時55分～9時55分まで
出席委員	(農業委員 6名) 1番:後藤 ミホ 2番:久保 一美 5番:西 哲郎 6番:曾我 広 7番:平野 豊文 8番:大山 裕加 (農地利用最適化推進委員 7人) 吉岡 定男 藤井 恒美 國岡 伸二 久保田 博文 田村 和之 永友 文法 永友 正
欠席委員	(農業委員 1人 推進委員 0人) 農業委員: 1名
出席職員	事務局長:三隅 秀俊 専門監:廣瀬 孝一 主査:黒木 和美
会議録署名委員	5番:西 哲郎 6番:曾我 広
議事日程	令和4年8月29日(月) 1日間
報告	(1) 8月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告(0件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 農地法第3条許可の取り下げ願ひ申出について
会議事件	議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第38号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第39号 空き家に付属した農地指定申出について
事務局 (事務局長)	おはようございます。総会の前にご報告申し上げます。上川農業委員が病気のため入院されているということで本日、欠席届が出ています。それから曾我委員のお母さんが亡くなられたということで、コロナの状況の中で中々家に行くことのできない状況でしたので、本日黙祷でご冥福をお祈りしたいと思います。 黙祷。・・・お直りください。 それでは、ただ今から8月期の木城町農業委員会定例総会を行います。一同、礼。ご着席ください。最初に会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>皆さん、お疲れ様です。数日前の恵みの雨のお陰でしょうか、少しは朝晩涼しさも感じられるようになりました。でも、まだまだ例年9月は残暑も厳しく台風の心配もあります。早速明後日かその次くらいには影響があるのかなという感じで台風が近づいています。また農家にとっては収穫の秋でもあり、植え付けの秋でもあります。自然と共生しながら気を付けて日々生活していきたいと思えます。最後になってしまいましたが、利用状況調査皆様お疲れ様でした。この結果を基に農地の最適化を目指して、事務局の皆さんと共に少しずつ前に進んでいきたいものだと思っております。よろしくご協力お願いいたします。それでは、最後まで慎重審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>ありがとうございました。それでは進行の方を会長にお願い致します。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、ただ今から令和4年8月期の定例総会を開会致します。 本日の本会議の出席は、農業委員7名中6名出席ですので、総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名出席ですので、本日の定例総会出席委員は合計13名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、5番西委員と6番曾我広委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の廣瀬専門監と黒木主査を指名致します。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、本会議に入ります。議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の6ページをお願いします。 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号13番 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字岩淵〇〇番 地目 畑1筆 地積747㎡ 移動区分 贈与 経営状況 労働力2 経営面積 0㎡ 移動の理由 地空き家に付属する農地取得 担当は、7番平野委員です。資料につきましては8ページに添付してあります。</p> <p>この案件につきましては、7月期定例総会 議案第36号空き家に付属した農地指定申出において承認済みの案件です。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>受付番号 14 番 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字比木〇〇番 地目 田 地積 659 m² 他田 3 筆 合計 田 4 筆 2,871 m² 移動区分 賃貸借 売買価格 全部で粳 30 kg 4 俵 経営状況 家族 1 労働力 1 経営面積 7,353 m² 担当委員は、1 番後藤委員 新規です。資料につきましては、9 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。この案件につきまして、まず受付番号 13 番から担当の 7 番平野委員から説明をお願いします。</p>
<p>(7 番) 平野 豊文</p>	<p>はい。先程報告した通りでございます、藤井推進委員と確認いたしまして、本人にも確認済みです。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは受付番号 14 番につきましては私が担当となっておりますが、比木地区ですので吉岡推進委員に説明していただくようお願いしてあります。よろしくをお願いします。</p>
<p>吉岡農地最適化 推進委員</p>	<p>はい。この案件につきまして、去年の暮れだったと思うんですけど、借受人が私の田んぼの横を耕運されました。この田んぼは貸付人のだったのでどういう経緯でなったのか聞いたら、今まで借りてた人が病気の為にもう作れないからということで、借付人が貸受人に相談したところ耕作してもいいということになったそうです。そういった経緯で今回あがってきました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは質疑に入ります。議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 13 番 14 番について、質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 13 番 14 番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成という事ですので、議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 13 番 14 番につきましては、承認可決と致します。</p>

議長（会長） 後藤 ミホ	それでは、つづきまして議案第 38 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。
事務局 （事務局長）	<p>それでは、総会資料の 10 ページをお願いします。議案第 38 号 農用地利用集積計画（所有権移転）について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 受付番号 15 番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字陣ノ内〇〇番 地目 畑 地積 3,504 m² 他畑 6 筆 合計 畑 7 筆 39,726 m² 利用目的 その他作物 売買 価格 450,000 円/10a 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2022 年 9 月 30 日 担当委員は、6 番曾我委員です。地図につきましては、11 ページから 12 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長） 後藤 ミホ	ありがとうございました。それでは、議案第 38 号 農用地利用集積計画（所有権移転）につきまして、担当の 6 番曾我委員から説明をお願いします。
(6 番) 曾我 広	はい。現在この畑は草が生えていて除草剤がかけてあります、全体的にです。きゅうりを栽培するという形で前回の相談で挙げたように、非常に優良なきゅうり栽培の方々に経営するのだと立ち上がったようで、譲渡人も了解されたようです。
議長（会長） 後藤 ミホ	それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 33 号 農用地利用集積計画（所有権移転）について 整理番号 1 受付番号 15 番つきまして質疑のある方は、挙手の上、質疑をお願いします。
(2 番) 久保 一美	よろしいでしょうか。
議長（会長） 後藤 ミホ	久保委員どうぞ。
(2 番) 久保 一美	二点あるんですけど、住所なんですけど譲受人（会社）の、農地の方の住所で間違いないでしょうか。今現在登記簿の方は。
(事務局) 黒木 主査	定款上はその住所です。
(2 番) 久保 一美	<p>購買はまだ決まってないのにこの住所。それとハウス施設きゅうりということでハウス作る予定ですが万が一ハウスが出来なかった場合はこの農地をほかのことに利用するということによろしいでしょうか。</p> <p>補助が出なければ施設はしないということと言われていたと思うのですが代表者の方が、新規就農の会議の中で。資材が今高騰していますので、中々補助</p>

	も難しいのかなという気はしてるんですけども。やっぱりそういった施設が出来なければ次の作物に転換しないといけないのかなと思いますけど、その辺の説明はなかったでしょうか。
(事務局) 黒木 主査	ハウスできゅうりを作るということで、県の方にもそれで申請を上げるという形です、今は。
(2番) 久保 一美	わかりました。
藤井最適化 推進委員	よろしいでしょうか。
議長 (会長) 後藤 ミホ	藤井推進委員どうぞ。
藤井最適化 推進委員	代表者の方の名前なんかはわからないのでしょうか。
(事務局) 黒木 主査	〇〇さんです。
藤井農地利用 最適化推進委員	住所はその畑の土地になってますけど。
(事務局) 黒木 主査	会社の履歴事項全部証明書にこの住所が書いてあるので、法務局の登記上はここに事務所があるという形になってます。
議長 (会長) 後藤 ミホ	<p>他にございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りします。議案第 33 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について 整理番号 1 受付番号 15 番につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 33 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について 整理番号 1 受付番号 15 番につきましては承認可決とします。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、つづきまして議案第 39 号 空き家に付属した農地指定申出についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>総会資料の 13 ページをお願いします。議案第 39 号 空き家に付属した農地指定申出について 空き家に付属した農地指定申出について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 4 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字岩淵〇〇番 地目 畑 1 筆 地積 14 m² 隣接する家屋の所在 大字椎木字岩淵〇〇番 地目 宅地 地積 793.08 m² 売買等の条件 売買に限る担当は 1 番後藤委員です。資料は、14 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それではこの案件につきましては、私が担当となっておりますので説明いたします。</p> <p>これは先程、贈与案件（議案第 37 号）のありました所のすぐ隣に、ほんとに小さい面積が残っておりました。いつも利用状況調査で私は知ってたのにうっかりしてたと思ってましたら、事務局の黒木主査の方でちゃんと説明はしてあったそうです。でもそこだけでいいということで本日先程の案件が通ったんですけど、やっぱりここもお願いしますとのことでもう一回申請が出たと聞いております。よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは質疑に入ります。議案第 39 号 空き家に付属した農地指定申出についてであります。質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。</p>
<p>田村農地利用 最適化推進委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>田村推進委員どうぞ。</p>
<p>田村農地利用 最適化推進委員</p>	<p>今後藤委員の方から説明のあった、本来なら前の贈与の畑と一緒に済んでたわけですね。ところが 14 m²が残っていたという訳ですか。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>はい、事務局が言われたけれども本人がそこは畦みたいなものだからいいということでされなかったと聞いております。</p>
<p>田村農地利用 最適化推進委員</p>	<p>ということは本人は家の宅地と家だけの売買を考えておられたということですね。譲受人の方に農地は贈与されてるわけでしょう。前の取り下げして宅地と一緒に売買すればよかったのに、わざわざ今回の 14 m²の為に空き家に付属した農地指定はなにかちょっと奇異な感じしますけど。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>結局譲渡人の農地が残るわけですよ、譲受人のところに。それがやっぱり問題じゃないかということで今回案件に上がったと思いますけど。</p>

田村農地利用 最適化推進委員	それだったら今回の解除の問題のように農地と一緒に空き家に付属した農地指定申出をすればよかったんじゃないの。
事務局 (事務局長)	<p>本来であればですね、前の案件と一緒にすれば一回で済む案件だったんですが、ご本人がこちらについては実際は畦ということで直接使うという所ではないので最初はいいと仰ってたんですけど、後で考えられてこの部分だけ残っても譲渡人が困られるということで、ここだけ買う人ていうのは中々おられませんので、後で考えてこちらに相談がありまして、先のととは別に内容としては同じ案件ということで、今回農業委員会に諮りまして指定申出として来月以降に譲渡ということで上がってくる案件となります。ですから田村推進委員の仰る通り最初からここも含めて上げればなにもなかったんです。ただ分けたからこういった状況になってるということです。</p> <p>以上です。</p>
(7番) 平野 豊文	その件については私と藤井推進委員と二人で、ここは木が植えてあるけど町の土地だろうか、それとも本人のだろうかねと言ってたところだったんです。クヌギが植えてあってここは何でこんなしてるだろうか、この土地じゃないんだらうかという疑問は現場を確認した時に藤井推進委員と話しました。畑に付随したところですよ。
議長 (会長) 後藤 ミホ	よろしいでしょうか、田村推進委員。
田村推進委員	はい。
議長 (会長) 後藤 ミホ	<p>他にございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 39 号 空き家に付属した農地指定申出についてであります。賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第 39 号 空き家に付属した農地指定申出について承認可決と致します。</p>
議長 (会長) 後藤 ミホ	つづきまして、追加議案として配られている議案第 40 号 農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。事務局長の朗読をお願いします。
事務局 (事務局長)	<p>追加議案になります。議案第 40 号 農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。</p> <p>受付番号 6 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字権</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>木字新古場〇〇番 地目 畑 地積 1,907 m² 他5筆 合計 畑6筆 8,463 m² 指名委員 農業委員、最適化推進委員 各1名ずつ 実施形態 売買 希望価格 全部で7,230,000円</p> <p>こちらの土地の上にはハウス施設が続いています。そのハウス施設がこの金額の中に入っているということで、ハウスの面積が約30aということです。内容につきましては現況引き渡しということで聞いております。あと一ツ瀬川土地改良区の方に10万滞納があるんですが、そちらにつきましては売買価格で支払われるということです。あと担保が農協と他に個人の大正時代の担保が入っております、まず農協の分ですが売買した金額から一ツ瀬の分を引いた金額で担保物件としての承諾の証明は出すということで確約の文書が出ています。大正時代のやつは申請人が買う時に農業委員会のあっせんにかかっているということで、その時に元々入っていた担保の件だということで、こちらにつきましては本来であれば抜いてもらうというのが建前なんです、県農業会議に確認したところ、それが入っているからあっせんに該当しないということはないのでしたので、今回あっせんにあげております。</p> <p>あっせんに対してはこの案件大変重要なあっせんですので、買われる方に十分な説明が必要になるかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。議案第40号はあっせん案件となっております。地域が新古場ということで、曾我委員、國岡推進委員よろしいでしょうか。</p>
<p>國岡農地利用 最適化推進委員</p>	<p>希望価格の算出はどんなされてるんですか。</p>
<p>(事務局) 廣瀬専門監</p>	<p>あっせん申出書の内容についてご説明をいたします。</p> <p>本人さんの方のあっせん希望価格が畑・土地が423万円、ハウスの方が300万円ということで723万円となっております。本人に来ていただいて価格は今の相場としては相当高いですよというような話を伝えたところではあります。</p>
<p>國岡農地利用 最適化推進委員</p>	<p>あのハウスで300万は高いと思います。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ご面倒な案件ですけれども、曾我委員、國岡推進委員よろしく願いいたします。そしてまた皆さんご協力をお願いします。</p> <p>それでは、議案第40号 農地移動適正化あっせん事業の実施について、あっせん指名委員として曾我委員と國岡推進委員で承認していただけますでしょうか。賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成という事でありますので、そのように取り</p>

	<p>扱わせていただき承認可決と致します。</p> <p>それでは、以上で本会議を終了致します。</p>
協 議 会	<p>1 9月の行事予定について</p> <p>2 その他</p>
議長 (会長) 後藤 ミホ	<p>以上をもちまして、令和4年8月期の定例総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p>議 長 後藤 ミホ</p> <p>署名委員 西 哲郎</p> <p>署名委員 曾根 広</p>